

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の七条を加える。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等)

第十条の二 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予(以下この条及び第十条の八において「徴収の猶予」という。)又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、その徴収の猶予に係る金額をその徴収の猶予又はその徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月(知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が次項の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付し、又は分割納入の各納入期限ごとの納入金額をその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

4 知事は、第二項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各

納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 知事は、第三項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その変更後の分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続)

第十条の三 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - 三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - 四 当該猶予を受けようとする期間
 - 五 分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行うかどうか(分割納付の方法により納付又は分割納入の方法により納入を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)
 - 六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - 三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場

合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及びその猶予期間の延長を受けようとする期間

三 第一項第五号及び第六号に掲げる事項

6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

第十条の四

知事は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この条、次条及び第十条の八において「職権による換価の猶予」という。）又は法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第六条の九の三第一項で定める額を限度とする。）をその職権による換価の猶予又はその職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第十条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入さ

せる場合について準用する。

（職権による換価の猶予に係る提出書類）

第十条の五 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第十条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類
- 二 分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類
（申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

第十条の六 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 知事は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この条から第十条の八までにおいて「申請による換価の猶予」という。）又は法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、その申請による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第六条の九の三第二項において読み替えて準用する同条第一項で定める額を限度とする。）をその申請による換価の猶予又はその申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第十条の二第二項から第五項までの規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

（申請による換価の猶予の申請手続）

第十条の七 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十条の三第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

三 納付し、又は納入すべき徴収金の金額のうちその納付又は納入を困難とする金

額

四 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額

2 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、第十条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

3 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十条の三第一項第六号に掲げる事項

二 第十条の三第五項第一号及び第二号に掲げる事項

三 第一項第四号に掲げる事項

4 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

（担保を徴する必要がある場合）

第十条の八 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、これらの猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十条第二項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第三十一条の六第一項第一号中「及び所在地」を「所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称及び所在地）」に改める。

第三十三条の二第一項第一号及び第二項第一号中「及び名称」を「名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、所在地及び名称）」に改める。

第三十七条の四第五項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第三十七条の八第一項第一号、第三十七条の十三第五項第一号及び第三十七条の十

四第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第三十七条の十六の二第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第三十七条の十六の三第二項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第三十七条の十六の四第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第三十七条の十六の五第二項第一号及び第三十七条の十七第三項第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」に改める。

第五十四条の七第二項第一号ア中「及び住所」を「住所及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第五十四条の十五第一項第一号中「名称」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称）」を加える。

第六十三条第二項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号又は法人番号（法第五十五条第一項又は第二項に規定する者及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第七十条第一号及び第九十条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第八条第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年九月奈良県条例

第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」(個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)に改め、同条第二項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名)」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第三条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(昭和六十一年十二月奈良県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」(個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)に改める。

(関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第四条 関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例(昭和六十三年七月奈良県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「及び主たる事務所の所在地」を「主たる事務所の所在地及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)」に改める。

(奈良県産業廃棄物税条例の一部改正)

第五条 奈良県産業廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第十条第三項中「第十五条第四項、第十五条の二」を「第十五条の二の二、第十五条の二の三」に改める。

第十三条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」に改める。

（産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第六条 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例（平成二十一年七月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に、「及び代表者の氏名」を「代表者の氏名及び法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号を有しない者にあつては住所及び氏名、法人番号を有しない者にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第二条から第四条までの規定、第五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第六条の規定及び附則第三条の規定 平成二十八年一月一日

二 第一条中奈良県税条例第十条の次に七条を加える改正規定及び同条例第二十条の改正規定、第五条中奈良県産業廃棄物税条例第十条の改正規定並びに次条の規定 平成二十八年四月一日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。

）第十条の二、第十条の三及び第十条の八（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第一条第六号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第十条の四、第十条の五及び第十条の八（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第十条の六、第十条の七及び第十条の八（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（鉦区税に関する経過措置）

第三条 新条例第七十条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に鉦区税を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した場合又は申告した事項に異動が生じた場合に提出する申告書について適用し、同日前までに鉦区税を課されるべき事実が発生し、若しくは消滅した場合又は申告した事項に異動を生じた場合に提出する申告書については、なお従前の例による。